

国民健康保険

加入・脱退の届け出が遅れると 思わぬ負担が!



退職などで職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。これは、本人の加入意思にかかわらず、またお医者さんにかからなくても、加入しなくてはならない制度(国民皆保険)だからです。

保険税も同時に、加入義務の生じた月からさかのぼって課税されます。届け出が遅れ、過去の分から一度にまとめて納めることになると、大きな負担となります。また、医療機関では、保険証の提示がなければ、特別の理由がない限り、全額自己負担となってしまいます。さらに、健康保険の適用がないと、かなり割高

になる場合もあります。

急病やけがをしたときに慌てないためにも、お早め(14日以内)に市の窓口で手続きをし、保険証を受け取ってください。

また、就職などでほかの健康保険に加入し、国保の資格が無くなったにもかかわらず、国保の保険証を使って診察を受けると、後日その医療費を返還することになり、一度に多額の負担となる場合もあります。

加入と同様に、脱退の手続きもお忘れなくお願いします。

こんなときには14日以内に保険年金課へ届け出を!

	こんなとき	持っていくもの
国保に加入	ほかの市区町村から転入して来たとき	転出証明書、写真付き身分証明書 ※1
	ほかの健康保険などを脱退したとき	健保などの離脱証明書、写真付き身分証明書 ※1
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、写真付き身分証明書 ※1
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印鑑、世帯主の通帳 ※1
国保を脱退	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証、パスポート ※1
	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証 ※2
	ほかの健康保険などに加入したとき	国保と健保などの両方の保険証 ※2
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証 ※2
	死亡したとき	葬祭日時を証明するもの、保険証、印鑑、喪主の通帳 ※2
そのほか	外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証、保険証 ※2
	退職者医療制度に該当するとき	保険証、年金証書
	住所・世帯主・氏名・続柄などが変わったとき	保険証
	保険証を無くしたとき・汚して使えなくなったとき	写真付き身分証明書、印鑑
	長期出張などで別個の保険証が必要なとき	保険証、印鑑
	修学のため市外で居住するとき	保険証、在学証明書、印鑑

※1 同じ世帯で国民健康保険の加入者がいる場合は、その保険証をお持ちください

※2 高齢受給者証の交付を受けている人は、受給者証をお持ちください

国民年金

4月から保険料が変わります

国民年金保険料が4月から14,100円に引き上げられます。現金払いでの前納を希望する人は、4月に社会保険庁から郵送される納付書で4月30日(今年は30日が休日のため5月1日(火))までに最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

※4月中旬を過ぎても納付書が届かない場合は佐原社会保険事務所(☎0478-55-1661)へ連絡してください。



学生納付特例制度 卒業してから保険料を後払い

学生納付特例制度は学生で国民年金保険料を納められないとき、保険料納付を猶予し、卒業してから後払い(追納)できる制度です。手続きは年金手帳、学生証(写しでも可、ただし有効期限が裏面に記載されているものは、裏面の写しが必要)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持って保険年金課および各支所住民課へ。申請は毎年度必要です。